

2023 年 6 月 26 日

各 位

株 式 会 社 沖 縄 海 邦 銀 行

〒900-8686 那覇市久茂地2-9-12

「経営者保証等に関する取組方針」の公表について

沖縄海邦銀行(頭取 新城 一史)は、経営者保証に依存しないご融資をさらに拡大し、お客さまの柔軟かつ円滑な資金調達に取り組むため、「経営者保証等に関する取組方針」を定め公表いたします。尚、当行では 2023 年 4 月より、この取組方針に沿った経営者保証の取り扱いを開始しております。

お客さまとのコミュニケーションを通じて、事業の理解に基づくご融資やコンサルティング機能の発揮により、金融・非金融の両面で、お客さまの更なる成長や積極的な事業展開、地域社会の発展に向けて取り組んでまいります。

以 上

《お問い合わせ先》
融資統括部 融資企画担当
TEL : (098) 867-2347 (直通)

沖縄海邦銀行の経営者保証等に関する取組方針

1. 経営者保証に関する取組方針

「当行は事業者さま向けのご融資に際し、原則として経営者保証はいただきません」
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、保証のご提供をお願いする場合がございます。

- (1) 財務状況、経営状況などの情報開示がいただけない場合
- (2) 経営者に対し多額の貸付金があるなど、経営会社と経営者の一体性が認められる場合
- (3) 法人のみの資産・収益力で借入金返済が困難な場合
- (4) 信用保証協会などが定める要件により経営者保証が求められる場合

上記に該当し保証をお願いする場合にも、以下の内容を具体的かつ丁寧にご説明し、保証の変更・解除に必要な財務基盤の強化や経営の透明性確保に向けたお取り組みに対し積極的にサポート致します。

- ・「どの部分が十分でないために保証契約が必要になるのか」
- ・「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」

2. 保証債務整理等に関する取組方針

「当行は、保証債務整理のお申し出があった場合や、万一、保証履行を求める場合には、お客さまの資産状況などを勘案した上で、履行請求の範囲を検討し保証債務免除要請について適切かつ誠実な対応に努めます」

(2023 年 4 月制定)